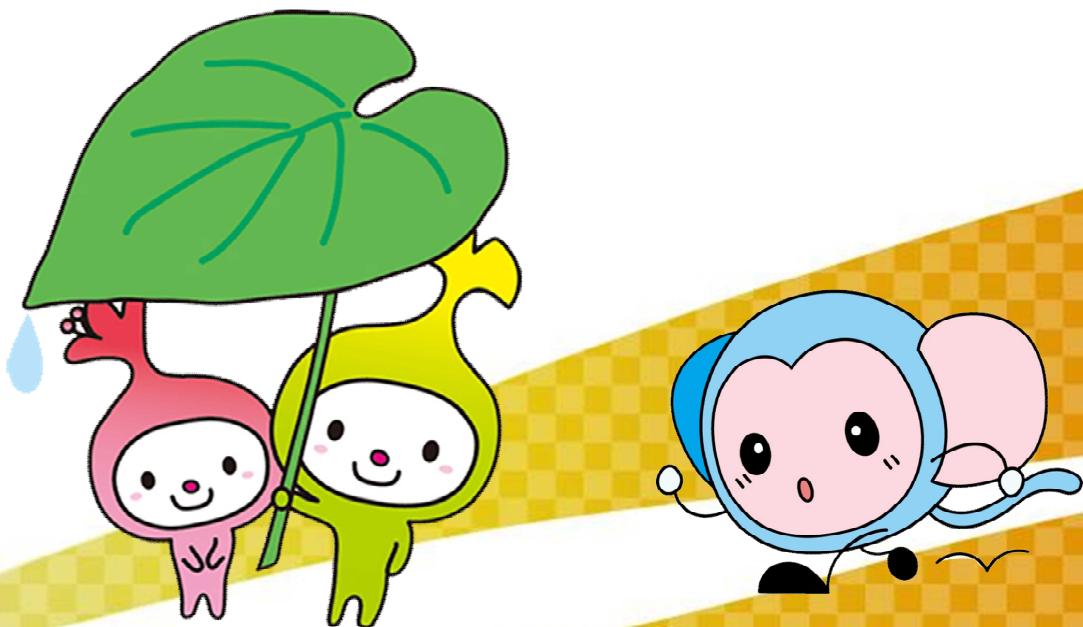




第四次和光市地域福祉計画 和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画

～地域課題を解決するための自助・互助・共助・公助を
基本とした地域福祉を推進するまちづくり～



令和2年3月

和光市
社会福祉法人和光市社会福祉協議会

第四次和光市地域福祉計画

和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画

**～地域課題を解決するための自助・互助・共助・公助を
基本とした地域福祉を推進するまちづくり～**

令和2年3月

**和光市
社会福祉法人和光市社会福祉協議会**

はじめに



現在、日本では世界でも類を見ない速さで高齢化が進行しています。特に令和6年（2025年）には、いわゆる団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）となることから、福祉ニーズの急激な増加が見込まれています。また、出生数も微減傾向にあり、人口減少・少子化も進行していることから、これらの人口構造の変化に対する体制整備は喫緊の課題です。さらには、人々の暮らしや地域のあり方の多様化が進み、地域や世帯、そして個人が有する課題は複合的なものとなっており、従来の単一の制度やサービスだけで解決することが困難になってきています。

このような社会情勢を踏まえ、国においては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により社会福祉法を改正し（平成30年4月1日施行）、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を目指すこととなりました。

本市においては、総人口及び年少人口は今後も微増傾向を示し、少子化の影響は見られない一方、高齢者人口は大幅な増加が見込まれており、高齢化が着実に進行する推計となっています。そのため、ダブルケアや8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、体制整備に取り組んでいく必要があります。

第四次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画では、従来から取り組んできた施策をさらに推進することに加え、時代の変化により表出した新たなニーズに対応する施策を定めました。これらの施策に取り組んでいくことで、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を推進していきます。

結びに、第三次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会の委員の皆様をはじめ、計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました関係機関、関係団体の方々、そして市民の皆様に心より御礼申し上げます。

令和2年3月

和光市長

松本武洋

はじめに



平成30年4月に改正社会福祉法が施行され、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定するとともに、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を目指すこととされています。また、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、人類が将来に渡って持続可能な社会を構築していくための万国共通の取り組みであるといわれております。

このような、多様化する社会の中において、地域住民等の参加を得て目標を設定し、計画的に整備するために、社会福祉法や関係機関等の動向を勘案し、第三次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画に引き続き、一体となった第四次計画を策定するものであります。

我が国では、急激な少子高齢化に向けて現役世代人口が減少するとともに、核家族化の進行による社会構造や社会制度が変化し、複雑・多様化する社会の中で幅広い福祉施策が求められております。

このような社会情勢の中「地域課題を解決するための 自助・互助・共助・公助を基本とした 地域福祉を推進するまちづくり」を基本理念とし、具体的な地域福祉活動計画による推進に努めてまいります。

和光市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な組織として「住民ニーズ基本の原則」や「住民活動主体の原則」に則り地域共生社会の実現に向けた地域づくりに努めてまいります。

この計画を具現化するためには、市民・市・社協が一体となって推進することが必要であり、定期的な進捗状況の把握や情報共有をし、円滑で確実なチェック体制を整えることで、充実した福祉のまちづくりに努めてまいります。

和光市社会福祉協議会の理念であります『“～WITH～今日より素敵があしたのために～”』のもと、第四次和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画を基本に事業の推進に努めてまいります。

結びに、この計画の策定にご尽力賜りました推進委員会の皆様をはじめ、それぞれの立場でご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人 和光市社会福祉協議会 会長 木田 亮

目次

第1章 計画策定にあたって	5
1 計画策定の背景・目的	6
2 計画の位置づけ	9
3 計画の期間	13
4 計画の推進体制	14
5 計画の評価手法	15
第2章 地域福祉に関する現状と課題	16
1 第三次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗結果及び第四次計画への引継事項	17
2 統計データや各種調査から見る市の現状	20
3 住民懇談会から見る現状と課題	33
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	44
2 基本目標と基本方針	49
3 住民・社協・市の役割	49
第4章 基本施策の展開	52
【方針1】誰も取り残さない、支え合える地域を作る	53
～施策1 民生委員・児童委員との連携強化～	53
～施策2 地区社協活動の推進～	57
～施策3 地域防災における避難行動要支援者への支援～	60
【方針2】住民一人ひとりが助け合い、支え合える人材を育て、活躍の場を作る	64
～施策4 地域福祉の担い手の人材確保と活躍できる場の拡充～	64
～施策5 保健福祉サポーターの活動の充実～	68
【方針3】すべての住民が安心して暮らせる地域を作る	71
～施策6 権利擁護の取組の推進～	71
～施策7 虐待の予防と対策の強化～	77
～施策8 統合型地域包括支援センターの整備～	79
～施策9 地域福祉推進協議会の設置と地域福祉コーディネーターの機能の充実～	80
【方針4】地域特性を活かしたつながりづくりを推進する	83
～施策10 多世代交流の仕組みづくり～	83
～施策11 多文化共生の推進～	86
～施策12 ひきこもり対策～	88
～施策13 自分らしくいられる居場所づくり～	91
参考資料	94